

## 第 2 3 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成 3 1 ( 2 0 1 9 ) 年 4 月 2 5 日、午後 2 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 3 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
1 0	亀田幸雄	1 1	仙田光男	1 2	桐生さとみ
1 3	清水 茂	1 4	赤坂安一	1 5	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員 9 名の出席であります。</p> <p>次に、本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 4 号 足利農業振興地域整備計画の変更 (案) に係る市長からの協議について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、全員であります。これより第 2 3 回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>【午後 2 時 3 4 分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 8番 星野雅彦委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

主査 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

主査 総括表に基づきましてご報告いたします。

主査 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が468㎡となっております。

主査 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が25件、筆数が33筆、面積が16,067㎡となっております。

主査 合計いたしまして、件数が27件、筆数が35筆、面積が16,535㎡となっております。

主査 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

議長 以上、報告いたします。

議長 ただいま事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 推進委員の方、これは市街化区域の農地転用でありますので、農業委員会へ届出で転用可能となります。その報告となります。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の9ページをお開き下さい。

主幹 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明

いたします。

3条許可申請については農地を農地として売買するあるいは権利設定するという場合の案件になります。

1番、申請地は菅田町地内の畑、面積1,107㎡です。

譲受理由は、近くに自作地があるため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、高齢であり遠方に居住しているため譲渡したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は松田町地内の田、面積1,384㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は会社勤めのため経営規模を縮小したいです。

契約内容は、所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の73ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。裏面に位置図と公図が載せてあります。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 桐生委員。

12番

12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成31年4月16日、火曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、三田委員、赤坂委員、三田会長、私の5名で調査を行いました

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして5筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅と隣接しており、耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】  
異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番を上程いたします。  
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 5番 森山委員。  
5番 森山です。  
実情調査の結果を報告いたします。  
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。  
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。  
今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地の確認を行ったものであります。  
申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして54筆あることです。事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきます。  
また、申請地は自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。  
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 2番については地元の推進委員から立ち合いましたので、担当地区としてご意見はございますか。

議長 【意見なし】  
報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】  
異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開き下さい。  
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
農地法第5条第2項の許可申請ですが、農地を農地でないものの場合の申請となっております。しかも農地を農地でないものとした土地を地権者と違う人間が活用するというときの案件となります。

今回、43件の申請となっております。4件が一般住宅、39件が太陽光発電設備用地ということで申請がありました。

それでは1番から説明させていただきます。

1番、申請地は大沼田町地内の田、面積1,061㎡ほか6筆、計5,916㎡です。

ここで修正をさせていただきます。

合計で7筆の申請となっております。内訳ですが田で6筆、原野で1筆となっております。田6筆の合計が5,916㎡となっておりますが、田6筆の合計を5,874㎡に、原野1筆を42㎡に修正をお願いいたします。

合計で5,916㎡ということになります。申し訳ございませんでした。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル2,024枚を3,380.08㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

1番の調査書は、議案書75ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告が76ページから83ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は里矢場町地内の畑、面積826㎡ほか2筆、計1,700㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を501㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

2番の調査書は、議案書84ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が85ページから89ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は里矢場町地内の田、面積1,890㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を501㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

3番の調査書は、議案書90ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告が91ページから95ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は里矢場町地内の田、面積1,652㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を501㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

4番の調査書は96ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告が97ページから101ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は名草下町地内の田、面積1,930㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル368枚を614.56㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

5番の調査書は、議案書102ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

なお、太陽光発電設備への転用については従来土地利用計画図を掲載してきましたが、今回件数が多く掲載し切れないため割愛させていただきましたのでご了承ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は名草下町地内の田、面積651㎡ほか2筆、計1,328㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル380枚を634.60㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

6番の調査書は、議案書104ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の12ページをお開きください。

続きまして7番、申請地は名草下町地内の田、面積568㎡ほか1筆、計1,435㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル380枚を634.60㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

7番の調査書は議案書106ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図が載せてあります。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は名草下町地内の田、面積671㎡ほか1筆、計889㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル272枚を451.52㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

8番の調査書は、議案書108ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は名草下町地内の田、面積2,238㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル420枚を701.40㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

9番の調査書は、議案書110ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の13ページをお開きください。

続きまして10番、申請地は名草下町地内の畑、面積476㎡ほか2筆、計1,857㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

10番の調査書は、議案書112ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の13ページにお戻りください。

1 1 番、申請地は名草下町地内の畑、面積 3 4 7 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、計 4 7 2 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、一般住宅 1 棟、延床面積 1 6 7 . 2 6 m<sup>2</sup>を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法 3 4 - 1 4、長期居住者のための住宅、農地法施行令 1 0 - 2、農業の振興に資する施設 住宅です。

1 1 番の調査書は、議案書 1 1 4 ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の 1 3 ページにお戻りください。

続きまして 1 2 番、申請地は大沼田町地内の田、面積 1 , 0 9 6 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル 3 2 8 枚を 5 4 7 . 7 6 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替えする土地の有無 無です。

1 2 番の調査書は、議案書 1 1 6 ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の 1 3 ページにお戻りください。

続きまして 1 3 番、申請地は大沼田町地内の田、面積 5 4 7 . 7 6 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル 2 6 6 枚を 4 4 4 . 2 2 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替えする土地の有無 無です。

1 3 番の調査書は、議案書 1 1 8 ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の 1 4 ページをお開きください。

続きまして 1 4 番、申請地は大沼田町地内の田、面積 8 1 4 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、計 1 , 3 4 6 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル 2 8 8 枚を 4 7 5 . 2 0 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替えする土地の有無 無です。

1 4 番の調査書は、議案書 1 2 0 ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図



と公図が載せてあります。

議案書の14ページをお開きください。

続きまして15番、申請地は寺岡町地内の畑、面積368㎡ほか1筆、計1,352㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

15番の調査書は、議案書122ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の14ページにお戻りください。

16番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,361㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル528枚を648㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

16番の調査書は、124ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして17番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,034㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

17番の調査書は、126ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして18番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,976㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

18番の調査書は、議案書の128ページです。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の15ページをお開きください。

続きまして19番、申請地は奥戸町地内の畑、面積865㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル432枚を512.46㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

19番の調査書は、議案書の130ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の15ページにお戻りください。

20番です。申請地は五十部町地内の畑、面積865㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル130枚を210㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

20番の調査書は、132ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の15ページにお戻りください。

21番、申請地は松田町地内の田、面積211㎡ほか2筆、計1,113㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル284枚を474.28㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

21番の調査書は、議案書の134ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

21番から松田町の申請案件となりますが、16件の太陽光発電の申請となっております。合計で22筆、24,168㎡です。

議案書の15ページをお開きください。

続きまして22番、申請地は松田町地内の田、面積2,396㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル412枚を688.04㎡に

設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

22番の調査書は、議案書の136ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして23番、申請地は松田町地内の田、面積598㎡ほか1筆、計1,890㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル412枚を688.04㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に、代替える土地の有無 無です。

23番の調査書は、議案書の138ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして24番、申請地は松田町地内の田、面積1,038㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル260枚を434.20㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

24番の調査書は、議案書の140ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして25番、申請地は松田町地内の田、面積1,429㎡ほか1筆、計1,615㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル412枚を688.04㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

25番調査書は、議案書の142ページに掲載してございます。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の16ページにお戻りください。

続きまして26番、申請地は松田町地内の田、面積889㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル238枚を397.46㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

26番の調査書は、議案書の144ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の17ページをお開きください。

続きまして27番、申請地は松田町地内の田、面積1,804㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル432枚を721.44㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

27番の調査書は、議案書の146ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして28番、申請地は松田町地内の田、面積1,573㎡ほか1筆、計1,950㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル440枚を734.80㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

28番の調査書は、議案書の148ページをとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の17ページにお戻りください。

29番、申請地は松田町地内の田、面積1,816㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル344枚を574.48㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

29番の調査書は、議案書の150ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして30番、申請地は松田町地内の田、面積1,828㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

30番の調査書は、議案書の152ページをとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の17ページにお戻りください。

続きまして31番、申請地は松田町地内の田、面積2,128㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

31番の調査書は、議案書の154ページをとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の18ページをお開きください。

続きまして32番、申請地は、松田町地内の田、面積 370㎡ほか1筆、計1,253㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル440枚を734.80㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

32番の調査書は、議案書の156ページをとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして33番、申請地は松田町地内の田、面積961㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル320枚を534.40㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認

済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

33番の調査書は、議案書の158ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして34番、申請地は松田町地内の田、面積876㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル320枚を534.40㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

34番の調査書は、議案書の160ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の18ページにお戻りください。

続きまして35番、申請地は松田町地内の田、面積1,719㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル440枚を734.80㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

35番の調査書は、議案書の162ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の19ページをお開きください。

続きまして36番、申請地は松田町地内の田、面積892㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル320枚を534.40㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

36番の調査書は、議案書の164ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上が松田町の案件、16件となります。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして37番、申請地は堀込町地内の田、面積576㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延床面積123.38㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2

種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

37番の調査書は、議案書の166ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして38番、申請地は藤本町地内の田、面積335㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟、延床面積115.62㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

38番の調査書は、議案書の168ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の19ページにお戻りください。

続きまして39番、申請地は藤本町地内の田、面積330㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟、延床面積124.21㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

39番の調査書は、議案書の170ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の20ページをお開きください。

続きまして40番、申請地は里矢場町地内の畑、面積1,429㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を501㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

40番の調査書は、議案書の172ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして41番、申請地は里矢場町地内の田、面積1,203㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を501㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認

済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

41番調査書は、議案書の174ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして42番、申請地は羽刈町地内の畑、面積895㎡他1筆、計1,507㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル324枚を530㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

42番の調査書は、議案書の176ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の20ページにお戻りください。

続きまして43番、申請地は羽刈町地内の畑、面積339㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル72枚を118㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

43番の調査書は、議案書の178ページとなっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上43件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の75ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。



本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力390キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数2,024枚が設置できる、5,916㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、自社を有する足利市内において規模拡大を図るため、近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、市道沿いの土地であり電柱を有する等の条件の土地を数ヶ所検討し、面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、架台の高さは約1.4メートルから1.6メートルの計画です。メンテナンス時の車両の進入は西側の公道を使用し、車両は申請地敷地内に駐車する事とし、周辺住民の迷惑とならないようにします。

周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機等の往来に支障の無いよう、境界より0.2メートルから0.5メートル内側に設置する事も確認しました。

雨水対策は基本的には敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草作業を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われま。

なお、申請地は一部水路に囲まれているため、水の流れを阻害しないことと、公図に無い既存の水路についてもそのまま維持管理することとして周辺農地に影響を与えないように配慮します。ゲリラ豪雨などの不測の事態に備え雨水浸透に際しては碎石敷として浸透槽を設け処理をし、特に周辺農地への碎石等の流出や既存水路への流入を防ぐため、土留板を施工する対策をすることも確認し、地元水利組合と協議を済ませているとのことでした。

転用に係る事業資金は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

申請地は、東側は田と畦畔、西側は市道と水路、南側と北側は田と水路、さらに南側の一部については、公図上は市道となっていますが現況は畦畔となります。

結論として、申請地は、大沼田町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

担当地区推進委員から何か意見はございますか。

【意見なし】

議長

菊地推進委員に現地に来ていただきましたが、敷砂利を入れるということで、砂利が外へ流れ出るのを注意していただきたいということをおっしゃいました。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】  
議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】  
議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番から4番を上程いたします。  
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。  
2番の三田です。  
実情調査の結果を報告いたします。  
資料の84ページをご覧ください。  
今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。  
調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様です。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。  
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと聞き取り調査を行いました。本件に続く2件とも、太陽光発電設備用地への転用を目的とし、同じ申請人から5件の申請があったうち、申請面積が過大と思われた内容である、2番から4番の84ページから101ページまでをまとめて報告いたします。  
申請人は、東京都港区に本社を置く太陽光発電所の点検などを主な生業とする電気事業者で、現在、群馬県伊勢崎市で大規模太陽光発電事業を進めており、足利市における申請は初めてとなります。  
事業効率を考慮し、伊勢崎市から1時間圏内の地域において、市内複数の候補地を検討した結果、日当たり、高压電線や公道の有無などの条件を満たしている適地が、申請地とのことでした。  
設置しようとする発電設備は、いずれも発電出力49.5キロワット、太陽光発電パネル単体での設置面積が、300枚で501㎡の計画です。  
しかし、転用面積がそれぞれ、1,700㎡、1,890㎡、1,652㎡と異なります。  
この点については、近隣住宅への配慮のために、パネルの斜度を15度、架台を1.8メートルに抑えた分、低下してしまう発電量を確保するため、パネル間の通路に余裕を持たせ、前のパネルが後ろのパネルの影にならないよう配置した結果、申請面積が必要であるとのことでした。  
申請人は、この計画について自治会長に説明済みで、近隣住民には訪問による説明を進めており、地域住民との協調について、「今後も真摯に対応していきたい」という申請人の言葉も確認しました。  
土地の造成はせず、安全対策としてフェンスを設置し、除草は年3回行う計画です。  
雨水は敷地内自然浸透で、他への排水はなく、周辺農地等への影響はないも

のと思われます。転用に係る事業資金は、土地購入費を含め全て自己資金で賄う予定です。

申請地の周囲は、いずれも市道を挟み住宅に囲まれています。

結論として、申請地は、里矢場町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長  
推進委員

担当地区の齋藤推進委員から何か意見はございますか。

調査の時にもお話ししましたが、住宅地に近いということが懸念されますが、その後の調査会議の中で、近隣の方々の了解を得ているということだったようなので、私といたしましても同様でございます。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

88ページの資料の中に、「東京都港区は資産証明の発行はしておりません」と書いてありますが、転用の場合に資産証明の添付が義務付けられていたかと思いますが、発行していないからいらぬという立場なのか、発行していないから仕方ないということと、この方は港区以外にも資産を持っているのではないかと思います。この場合に資産証明を添付しなくていいですよということになると、足利市の人も別に添付する必要がないのではないということになりかねないと思いますが、事務局としてはどのような見解なのかお聞かせ願います。

議長  
主幹

事務局お願いします。

太陽光の許可の要件としまして、土地を持っていないのでその土地でしか太陽光ができないという消去法的な条件で許可をしております。

市内の土地の所有部分については、市の税務課発行の資産評価証明で確認しております。

市外のものについても、特に所在地で発行してもらってくださいとお願いをしておりますが、発行できないというところもございますので、その場合については、発行できないという回答であったという記載をしてもらうことで了としております。

大規模な、全国展開されている会社ですといろいろなところに資産をお持ちであると思いますが、申請地周辺の土地については持っていないということが確認できますので、そのように対応しているところでございます。

議長  
9番

事務局の回答ですが、どうですか。

今回は、すでに調査報告書が出ているわけですが、足利市並びに近隣に適当な土地がないことは確認しましたというような報告を付け加えたほうがいいのではないかと思います。

議長

では、そのように事務局で検討するという事です。

ほかにございますか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から4番はそのように決定いたしました。

続いて5番から43番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

担当地区の推進委員の方も、発言があればお願いいたします。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 5番から43番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の21ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

平成31年3月29日公告分であります。

議案書の22ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。

貸借権設定が95件で、面積267,161㎡です。

続きまして所有権移転は1件で面積1,878㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が23ページから39ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、申請地は梁田町地内の田、面積300㎡ほか3筆、計1,878㎡で、売買価格は総額で100万円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、4月26日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番から6番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、2番 三田照子委員、8番 星野委員、13番 清水委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後4時4分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。また、推進委員の方の意見も求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番から6番はそのように決

定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、三田照子委員、星野委員、清水委員、赤坂委員の出席を求めます。

【午後4時5分 出席】

議長 続いて貸借権設定の7番から95番および所有権移転を上程いたします。本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の7番から95番および所有権移転はそのように決定いたしました。

ここで次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午後4時6分 休憩】

議長 それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午後4時7分 再開】

議長 続いて議案第4号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 農政課の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議案書の42ページをお開きください。

足利農業振興地域整備計画の変更(案)についてご説明いたします。

本日の案件につきましては、一般住宅の建築に係る農用地からの除外2件、優良農地の確保ということで農用地への編入1件、合計3件となっております。

それでは43ページをご覧ください。

1番、一般住宅の建築に係る農用地区域からの除外です。

これは、農振法第13条第2項に係る除外となり、除外後の用途は、一般住宅となります。

45ページをご覧ください。

申出地は福富町地内の田、福富町の県道佐野太田線、梁田町交差点から北東に近接する田です。

43ページにお戻りください。

現況は、田となっております、面積は492㎡。除外面積は、全面積の492㎡となります。

申出理由は、土地所有者である申出者の孫娘、事業計画者に子供が生まれ、今後、手狭になるため、申出地に住宅を建築し、二家族が協力しあって生活をするというものです。

土地選定については、申出者宅近隣の農振白地を検討しましたが、適地がな

く、市街化区域の土地取得では、資金的に難しく、申出者所有の農振白地11筆は、農地転用や開発許可の見込みがなく、住宅用地として利用されているなど、申出地以外に適地がありませんでした。

46ページをご覧ください。申出地周辺の農振図です。

申出地の西側と南側の2辺が農用地区域外の接しておりまして、スプロール化の恐れはなく、農地の集団性にも影響ないものと考えられます。

申出地の耕作者は認定新規就農者であります。当該認定新規就農者の総耕作面積183,950㎡に対し、本申出地は、0.3%と安定的な農業経営と農地の集積に対し、支障を及ぼすものではありません。

47ページをご覧ください。

生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、申出地東側の用水路に放流することで三栗谷用水土地改良区に同意を得ています。

乗り入れについては、同用水の既存の蓋がある部分がある部分からの乗り入れることで三栗谷用水土地改良区に了承を得ています。

申出地は、土地改良事業の完了年度の翌年から起算して8年経過しております。

以上のことから、除外はやむを得ないと考えます。

続いて、2番、多田木町の一般住宅の建築に係る農振除外です。

51ページをご覧ください。

農振法第13条第2項に係る除外です。

申出地は、多田木町内の畑、田木山南東に位置し、市道駒場奥戸通りに面する畑です。

43ページにお戻りください。

現況は、畑となっております。面積は408㎡で、除外面積は全面積の408㎡となります。

申出理由は、アパートに居住している申出者の孫娘、事業計画者は、子供が2人おり、本人一人では育児の手が足りず、平日の日中は、申出者宅で家族の手を借りながら育児を行っております。

そのため、申出者宅の近隣への移住を検討したが、申出者宅敷地内または、近隣の土地に建築を検討したが、要件を満たさず、申出地に住宅を建築し、二家族が協力しあって生活するというものです。

土地選定については、事業計画者及びその夫は自身名義の資産を所有しておらず、市街化区域内の土地、農振地域内の農用地以外の土地についても検討したが、費用の折り合いがつかず、また、適地もなかった。

申出者所有の農振白地19筆については、農地転用や開発許可の見込みがなく、住宅用地として利用されていたり、駐車場用地として賃貸していることから代替性がないことが認められました。

52ページをご覧ください。申出地周辺の農用地図です。

申出地の西側と北側の2辺が農用地区域外の接している縁辺部であり、ス

プロール化の恐れはなく、農地の集団性には影響ないものと考えられます。

申出地の耕作者は申出者本人であり、認定農業者ではありません。また、申出地は水路や擁壁で隣接農地と隔てられており、農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではありません。

53ページをご覧ください。

生活雑排水は公共下水道に接続するため、農業用排水路への影響はなく、わたらせ左岸土地改良区とは協議済みです。

申出地は、県営ほ場整備事業の尾名川沿岸地区が施行されていましたが、工事完了公告が、平成7年6月となっており、8年経過しております。

以上のことから、除外はやむを得ないと考えます。

続きまして3番です。

44ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項による変更内容ですが、こちらは農用地への編入についてになります。

60ページをご覧ください。

申出地は市道粟谷通りに面する3筆になります。

61ページをご覧ください。3筆が確認できると思います。

44ページにお戻りください。

申出者は板倉町の一般法人となっております。

申出地は板倉町地内の田、3筆となっております。編入面積につきましては、363㎡、441㎡のうち390㎡、445㎡で、計1,198㎡となっております。

本申出地につきましては、平成3年6月の土地改良事業により分家住宅用地として農振除外された農地でありました。

しかし、現在に至るまで当初の目的として利用されることがなく、今後もその予定がないため、農振農用地へ編入したいとの申し出がありました。

この3筆につきましては、申出者の個人名義の農地となっておりまして、編入後は株式会社堀久へ使用貸借し、申出者が営農型太陽光発電システムを設置し、パネルの下でミョウガの栽培を行う予定となっております。

今回の申出ですが、申出者は申出地の西側農地に同様の営農型発電を行っております。事業の拡大に伴うものとなっております。

以上の3件です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明のあった3件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午後4時19分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

主幹 続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

議長 議案書の67ページをお開き下さい。

主幹 報告事項、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は福居町511番地1、地目 田、面積796㎡ほか1筆、計1,587㎡、施設の概要は住宅併用老人福祉施設用地、届出受理の日付は平成30年11月13日、取消の理由は権利種類変更のため、取消の日付は平成31年3月20日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は松田町地内の畑、現況 宅地、面積92㎡、願出の理由は、昭和55年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は平成31年2月22日、処理の日付は同じく3月12日です。

現地確認は事務局と森山委員で行っております。

続きまして2番、申請地は駒場町地内の田、現況 宅地、面積79㎡、願出の理由は、平成元年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は平成31年3月26日、処理の日付は同じく4月2日です。

現地確認は事務局と赤坂委員で行っております。

以上、報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

議長 なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

議長 また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、3月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

議長 慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

議長 以上で、第23回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

議長 【午後4時23分 閉会】



この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元(2019)年6月25日

足利市農業委員会

8番委員

15番委員